

**「合法伐採木材等の流通及び
利用の促進に関する法律」に関わる
デューディリジェンスシステム実施マニュアル**

第10版

**特種東海製紙グループ
特種東海製紙株式会社
新東海製紙株式会社**

2024年 12月 1日

目 次



ページ

1. 目的	3
2. 組織	3
3. DDのプロセス	3
4. 参考文書	4
5. 合法調達へのコミットメント	4
6. DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者	4
7. 役割	4
8. 研修の開催	5
9. DDS実施マニュアル改訂のプロセス	5
10. 記録管理の手続き	5
11. コミュニケーションルール	5
12. 適用範囲	6
13. 原材料の保管	8
14. 情報収集	8
14-1. サプライヤーの情報収集	8
14-2. 収集先	8
14-3. サプライチェーンに関する情報へのアクセス	8
14-4. 情報更新・改変	8
14-5. 情報のギャップに関する評価	9
14-6. サプライチェーン図	9
15. リスクアセスメント	10
15-1. トレーサビリティレポート（確認書）によるリスクアセスメント	10
15-2. 伐採許可証、認証書の使用	10
15-3. リスク評価	10
15-4. European Timber Trade Federation(ETTF) チェックリスト	10
15-5. リスクアセスメントの流れ	12
16. リスクの低減	13
17. 合法証明書の発行	13
18. 内部監査	13
《資料》DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者（別紙-1）	14
合法証明書発行手続きフロー（図-1）	15
証明書・成績書発行依頼書（書式-1）	16
合法証明書（紙製品用・和文：書式-2-1、パルプ用・和文：書式-2-2）	17、18
合法証明書（紙製品用・英文：書式-2-3、パルプ用・英文：書式-2-4）	19、20
合法証明書発行一覧表（書式-3）	21

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関わる デューディリジェンスシステム実施マニュアル

特種東海製紙グループ

1. 目的

本マニュアルは、特種東海製紙グループ（以下「当社」という）が木質原材料の調達においてデューディリジェンス（以下「DD」という）を行うことにより、当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスク（以下「リスク」という）を最小化する事を目的としている。

当社の主な事業は、パルプの購入、販売、原木・チップの購入、未晒パルプの製造販売、及び、紙製品の製造販売である。本マニュアルとその各項目の実行にあたって、DDとは当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化するために当社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、米国レイシー法、EU木材規則（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。

（2017年5月現在）

本文書中にあるDDの各過程は当社が調達する木材製品の全サプライヤーに適用する。

2. 組織

特種東海製紙グループ
特種東海製紙株式会社
新東海製紙株式会社

3. DDのプロセス

DDは以下の3つの段階を踏み、リスクを最小化する。

（1）情報収集

（2）リスクアセスメント

（3）リスクの低減

※ （2）でリスクが低い事が確認出来れば、（3）を行う必要はない。

※ （3）でリスクが緩和出来ない場合には、調達しない。

4. 参考文書

本マニュアルに従い行うDDにおいては、以下の文書を参考に使用する。

文書名	URL
違法伐採問題に対する 日本製紙連合会の行動指針	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/files/guideline.pdf
生物多様性保全に関する 日本製紙連合会行動指針	https://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf
製紙業界の違法伐採対策	https://www.goho-wood.jp/kigyou/jirei1-1.html
日本製紙連合会違法伐採対策 モニタリング事業	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf
日本製紙連合会「環境行動計画」	https://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf
製紙業界の違法伐採対策の 取り組み状況について	https://www.jpa.gr.jp/file/release/20161219102330-1.pdf

5. 合法調達へのコミットメント

当社の「木材調達に関する基本方針」は、以下のURLに掲載する。

<https://www.tt-paper.co.jp/quality/lumber/>

<https://www.shin-tokai-paper.co.jp/environment/>

6. DDシステム(以下「DDS」という)管理責任者、担当事務局、運用者

DDS管理責任者は、特種東海製紙(株)資材部門長が担当する。

管理責任者は、グループ各社に担当事務局を指名する。

DDSの運用はグループ各社の資材部門と品質保証部門が担当する。

(別紙-1 参照)

7. 役割

役職	役割
DDS管理責任者	統括責任者
担当事務局	DDSマニュアル作成と見直し、研修の開催
運用者(資材部門)	DDSの運用、供給者へのリスクアセスメント トレーサビリティレポート、合法証明書の入手、管理
運用者(品質保証部門)	川下への合法証明書の発行、発行一覧表の作成管理

8. 研修の開催

- (1) 対象者: 合法木材調達に関わる者全員
- (2) 教育実施者: 担当事務局、或いは、DDS管理責任者が指名した者
- (3) 頻度: 法が改正された場合、或いは、担当が変わった場合
- (4) 記録: 研修記録、及び、参加者全員の署名
- (5) 記録の保管期間: 研修に関わる記録は、担当事務局が5年間保管

9. DDS実施マニュアル改訂のプロセス

DDS管理責任者、または必要に応じて独立第三者が、DDSの維持、見直し改訂を1年に1度行う。サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国などが調達対象になった場合は、その都度、資材部門がサプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、担当事務局に連絡する。担当事務局は、資材部門とDDSの改訂を検討し、必要に応じて改訂を行う。

10. 記録管理の手続き

DDにおけるすべての課程、要素について記録を取る。

記録はサプライヤーから入手した書類についてはPDF、当社で作成した記録はシステム(社内LAN)、ワード、エクセルでも紙ベースでもよいものとする。

これらの記録は記録受領、発行担当部門が最低5年保持する。

◆5年間保管書類名	対象
トレーサビリティレポート(確認書)	国内原木、国内／海外原木チップ、パルプ
伐採許可証、認証書	国内／海外原木チップ、パルプ
ウェブ上で確認した認証記録	国内／海外原木チップ、パルプ
協定書	国内／海外原木チップ
請求書	国内／海外原木チップ、パルプ
サプライヤーリスト・リスク評価表	国内原木、国内／海外原木チップ、パルプ
合法証明書	国内原木、国内パルプ
内部監査報告書	グループ各社
川下業者への合法証明書	グループ各社、提出先、製品毎
合法証明書発行一覧表	グループ各社

11. コミュニケーションルール

当社は、DDを本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの(ただしこれらに限定されない)に使用しない。例として「リスクアセスメント済み」、「リスクアセスメント済み木材」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」などの表現は使用しない。

パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用してもよいが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、製紙連合会のマニュアルに基づき当社で社内デューディリジェンスを行った。」という説明はしてもよいものとする。

12. 適用範囲

木材製品	伐採地 (基本、海外は州レベル、国内は県レベル)	樹種名 (国内は分布区域番号)	学名
原木（国内） ※第一種 取得業者 からの 購入のみ	静岡、宮崎	⑦、⑫	Abies firma/ Chamaecyparis obtuse/ Chamaecyparis pisifera/ Cryptomeria japonica/ Larix kaempferi/ Pinus/ Pinus densiflora/
原木チップ (輸入)	Oregon, Washington, Alaska, U. S. A. British Columbia, Canada	Douglas Fir	Pseudotsuga menziesii/
原木チップ (国産)	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、 千葉、神奈川、長野、岐阜、山梨、 静岡、愛知、福井、大阪、奈良、 三重、滋賀、和歌山、宮崎	④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、 ⑫	Abies firma/ Cryptomeria japonica/ Chamaecyparis obtuse/ Chamaecyparis pisifera/ Larix kaempferi/ Pinus/ Pinus densiflora/
購入パルプ (輸入)	Alberta, British Columbia, Canada/ Minas Gerais, Rio Grande do Sul, Brazil/ Nachimiento, Chile/ Georgia, U. S. A/ Northland, Bay of plenty, Waikato, New Zealand/ Victoria, South Australia, Australia / Austria/ Finland/ Sweden/ Germany/ Hungary/	Balsam Fir/ Subalpine Fir/ Silver Birch/ Downy Birch/ Eucalyptus/ Eucalyptus/ Norway Spruce/ White Spruce/ Black Spruce/ Sitka Spruce/ Lodgepole Pine/ Slash Pine / Mountain Pine/ Radiata Pine/ Scots Pine/	Abies balsamea/ Abies lasiocarpa/ Betula pendula/ Betula pubescens/ Eucalyptus saligna/ Eucalyptus urograndis/ Picea abies/ Picea glauca/ Picea mariana/ Picea sitchensis/ Pinus contorta/ Pinus elliotii/ Pinus mugo/ Pinus radiata/ Pinus sylvestris/

	Slovenia/	Loblolly Pine/ Balsam Poplar/ Trembling Aspen/ Douglas Fir/ White Oak/ Red Oak/ Western Red Cedar/ Western Hemlock/	Pinus taeda/ Populus balsamifera/ Populus tremuloides/ Pseudotsuga menziesii/ Quercus alba/ Quercus rubra/ Thuja plicata/ Tsuga heterophylla/
購入パルプ (国産)	岩手、秋田、青森、宮城、福島、 山形、新潟、栃木、群馬、埼玉、 東京、千葉、茨城、長野、岐阜、 山梨、静岡、愛知、福井、三重、 兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、 鳥取、島根、岡山、宮崎	②、③、④、⑤、⑥、 ⑦、⑧、⑨、⑩、⑫	Acer pictum/ Aesculus turbinate/ Betula ermanii/ Betula grossa/ Betula platyphylla/ Chamaecyparis obtuse/ Cinnamomum camphora/ Cryptomeria japonica/ Fagus crenata/ Juglans mandshurica/ Larix kaempferi/ Magnolia obovate/ Pinus densiflora/ Pinus radiata/ Pinus thunbergii/ Prunus jamasakura/ Pseudotsuga menziesii/ Quercus acutissima/ Quercus crispula/ Quercus serrate/ Tsuga heterophylla/
	Eswatini/ Thailand/ Vietnam/d	Hickory wattle/ Black wattle/River red gum/ Large-fruited red mahogany/ Gully gum/ Timor white gum/	Acacia mangium/ Acacia mearnsii/ Eucalyptus camaldulensis/ Eucalyptus pellita Eucalyptus smithii/ Eucalyptus urophylla

※樹種名の分布区域番号は、日本製紙連合会「海外植林におけるナショナルリスクアセスメント」

P. 43 (別添4) 樹木分布区域図・区域別樹木リストを参照

URL:http://www.jopp.or.jp/research_project/industrialplantation/2016/pdf/20160629-001.pdf

13. 原材料の保管

受け取り、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した適用範囲の原材料について、由来が不明な可能性のあるもの（樹種産地等が不明なもの）は返品し入荷はしない。万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものとして分けて保管し、返品処理を行う。

14. 情報収集

14-1 サプライヤーの情報収集

（１）トレーサビリティレポート（確認書）を収集する。

①サプライヤーの名称、所在地、②樹種名、

③伐採地（基本、海外は州レベル、国内は県レベル）、④数量

（２）原産国の法令に適合して伐採されたかを証明する書類の収集。伐採許可証、認証書、伐採地からの請求書、或いは納品書等（※１）

（３）購入原木・チップ・パルプ（国産）においては、合法証明書の収集。（※２）

（４）サプライヤーリストを以下の様に作成する。

サプライヤーの商号	生産国	本店所在地	製品の種類

※１：当社に納入された木材製品が合法的に伐採されている事が確認出来る書類を指す。

※２：購入原木・チップ・パルプ（国産）は、第一種取得業者もしくは日本製紙連合会加盟のメーカーからの購入であり、合法証明書の入手が出来れば、トレーサビリティレポートの入手は不要とする。

※３：国内チップメーカーが団体認定を取得している場合、団体認定書も入手する

14-2 収集先

（１）国内原木・原木チップ、パルプ：国内サプライヤー、又は、取引商社より収集

（２）海外チップ、パルプ：海外サプライヤー、又は、取引商社より収集

14-3 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。

この場合、情報を再入手しリスク緩和措置を取る。

サプライヤーのC o C認証だけでは無く、木材製品そのものの認証を必ず確認する。

14-4 情報更新・改変

サプライヤーに関する情報は以下のタイミングで更新する。

（１）年に一回

（２）サプライヤーに変化があった場合

14-5 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報を確認しておく。

不足する情報について評価し、これを情報のギャップとして考慮する。

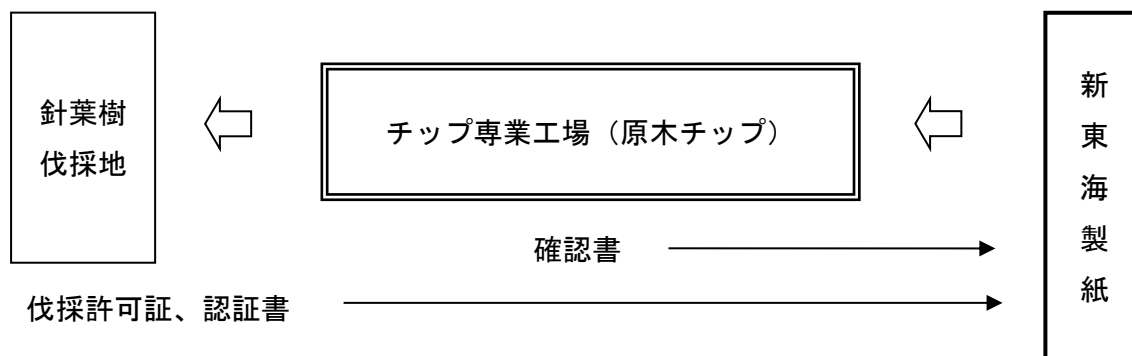
14-6 サプライチェーン図（情報収集の流れ）

（１）国内原木

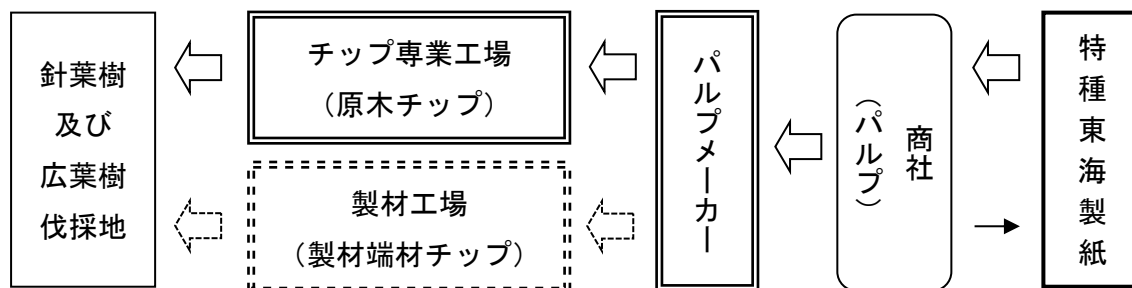


合法証明書、（取得している場合、団体認定書）

（２）国内／海外チップ



（３）国内／海外パルプ



トレーサビリティレポート、
合法証明書、ライセンス番号等

15. リスクアセスメント

15-1 トレーサビリティレポート（確認書）によるリスクアセスメント

年1回トレーサビリティレポート（確認書）を回収し、以下の項目を確認する。

- (1) 樹種名
- (2) 伐採地（基本、海外は州レベル、国内は県レベル）
- (3) 当社への供給量

以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考える。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない。
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない。
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない。
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない。
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている。
- f) 原産国の腐敗レベルが低い。

※但し詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence (15-2)、特に Annex5. B「リスク特定表」(15-4)を参照しつつ行う。

15-2 伐採許可証、認証書の使用

国、または県の伐採許可証、或いは認証済みの木材製品であり、かつ各基準が欧米規制に適合した国際的な森林認証制度であれば、各制度で定められる規程に従い実際の製品の認証が確認出来、さらにFM認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視出来るレベルとみなし、認証管理木材も同レベルとする。この認証制度で確認出来た場合は、15-3のリスク評価表に記載する。それ以外の認証制度の場合は、15-4に従いリスクアセスメントを行う。

15-3 リスク評価

入手した情報、認証書（ライセンス番号等）より、木材製品のリスクの有無を確認する。確認した木材製品はリスク評価表に記載する。

15-4 European Timber Trade Federation (ETTF) チェックリスト (Annex5. B)

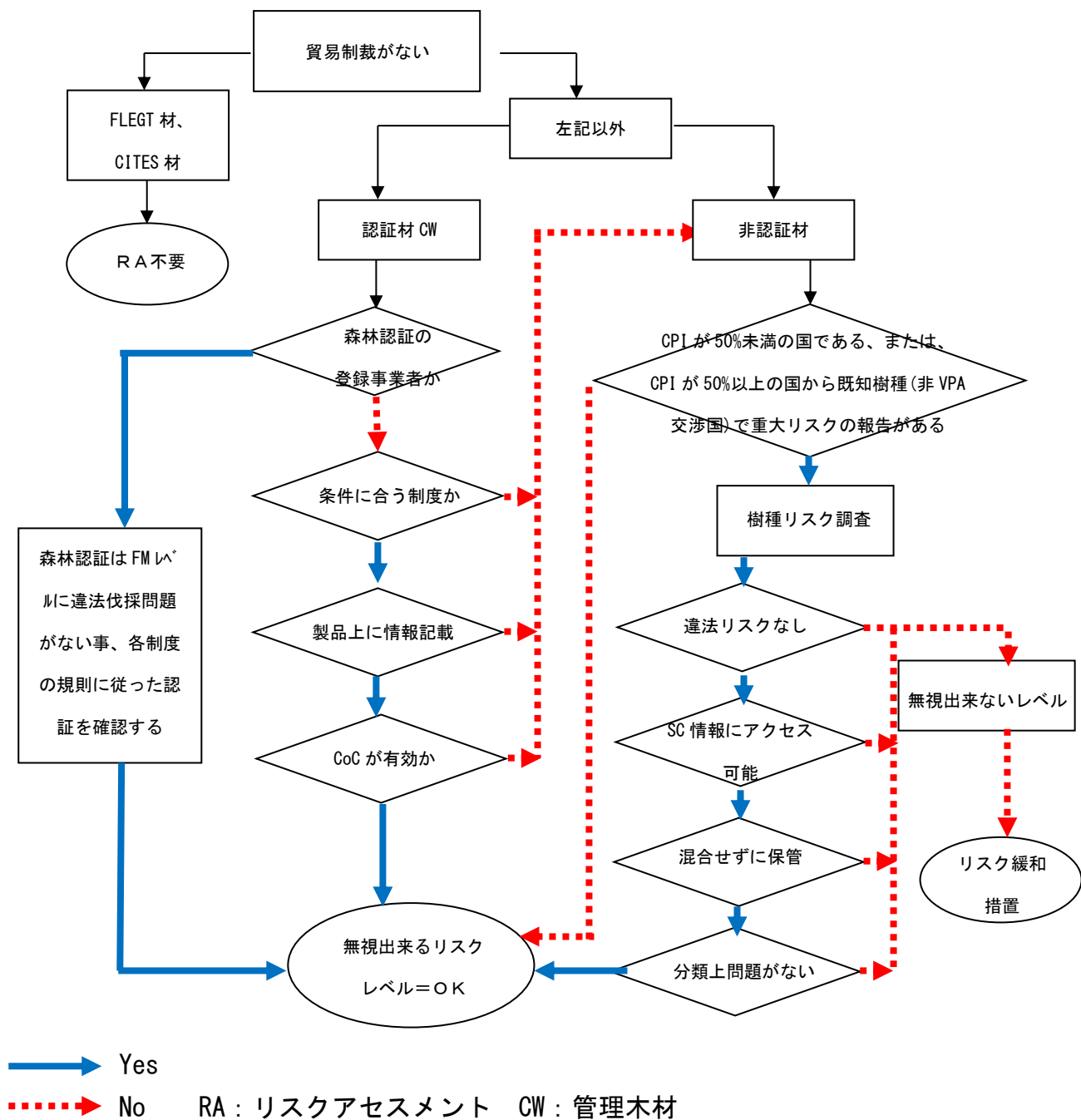
15-2でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

リスクアセスメント を完結できるリスク のカテゴリー	1. FLEGT (※) 材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいないか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. C o C がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： ・ NEPCon Sourcing Hub https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber ・ トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (毎年更新) https://www.transparency.org/ ・ 森林認証サイト (NRA と連動。随時更新) https://ic.fsc.org/en/document-center ・ その他、研究機関、NGO などの報告書
サプライチェーンの リスク	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品 (原材料) と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連法規制に従ってなされているか？

※Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program

森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム

15-5 リスクアセスメントの流れ



16. リスクの低減

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。どの様な手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素によって異なるので、リスクにあった措置を講じる。

- (1) 追加情報や文書の要請をする。
- (2) 自社でサプライチェーン監査を行う。
- (3) 第三者証明の入手。
- (4) 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤー、木材製品の代替の検討。

17. 合法証明書の発行

当社の発行手続き（合法証明書発行手続きフロー図-1 参照）

- (1) 資材部門は、最新版のリスク評価表を品質保証部門に送付する。
リスク評価表に変更点があった場合は、速やかに修正し再送付する。
- (2) 取引先より依頼があった部署は、証明書・成績書発行依頼書（書式-1）にて、品質保証部門に合法性証明の作成を依頼する。
- (3) 品質保証部門は上記依頼書に基づき、以下の通り調査、確認を行う。
 - ・ 紙製品、自社製パルプ：製造標準書等で該当製品の使用原料について調査し、使用原料に問題ない事をリスク評価表で確認する。
 - ・ パルプ：依頼書に記載された品名に問題はない事をリスク評価表で確認する。
- (4) 品質保証部門は、依頼部署に「合法証明書」（書式-2）を発行する。
- (5) 依頼部署は速やかに「合法証明書」を取引先に提出する。
- (6) 品質保証部門は「合法証明書発行一覧表」（書式-3）を作成し保管する。

18. 内部監査（方法はグループ各社で定める。）

- (1) 対象者：合法木材調達に関わる部門
- (2) 頻度：年一回
- (3) 記録：内部監査報告書
- (4) 記録の保管期間：5年間保管

以上

デューディリジェンスシステム実施マニュアル
《DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者》

◆DDＳ管理責任者

[職 務] 特種東海製紙株式会社 調達管理部 部長
[連絡先住所] 静岡県 駿東郡 長泉町 本宿 ５０１
[電話番号] ０５５－９８８－１１３１

◆担当事務局

[職 務] 特種東海製紙株式会社 調達管理部 資材課
[連絡先住所] 静岡県 駿東郡 長泉町 本宿 ５０１
[電話番号] ０５５－９８８－１１３１

[職 務] 新東海製紙株式会社 品質保証部
[連絡先住所] 静岡県 島田市 向島町 ４３７９番地
[電話番号] ０５４７－３６－５１６１

◆運用者

[職 務] 特種東海製紙株式会社 調達管理部 資材課
[連絡先住所] 静岡県 駿東郡 長泉町 本宿 ５０１
[電話番号] ０５５－９８８－１１３１

[職 務] 新東海製紙株式会社 資材部 主幹
[連絡先住所] 静岡県 島田市 向島町 ４３７９番地
[電話番号] ０５４７－３６－５１５８

[職 務] 特種東海製紙株式会社 品質保証部
[連絡先住所] 静岡県 駿東郡 長泉町 本宿 ５０１
[電話番号] ０５５－９８８－１２０２

[職 務] 新東海製紙株式会社 品質保証部 課長
[連絡先住所] 静岡県 島田市 向島町 ４３７９番地
[電話番号] ０５４７－３６－５１６１

〇〇株式会社 御中

証明書・成績書発行依頼書

依 頼 日	年 月 日
依 頼 者	会社名 所属
希 望 納 期	年 月 日
製 品	製品名 色名
依 頼 元	
書 類 の 宛 名	
用 途	
	食品に直接 ・ 接触する ・ 接触しない （どちらかに○印をつけて下さい。）
依 頼 目 的	
依 頼 内 容	その他 （ 木材・木材製品の合法証明書 ）
備 考	

No.

株式会社 御中

住所	静岡県駿東郡長泉町本宿501
会社名	特種東海製紙株式会社
担当部門	品質保証部
責任者	
電話番号	055-988-1202
FAX番号	055-988-1147
作成・改訂	年 月 日

合法証明書

記

1. 製品名
2. 該当製品は、合法的な伐採による木材から作られたパルプのみを原材料として配合していることを証明致します。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

第2種登録木材関連事業者登録番号：JIA-CLW-II17022号

以 上

N o .

株式会社 御中

住所	静岡県駿東郡長泉町本宿501
会社名	特種東海製紙株式会社
担当部門	品質保証部
責任者	
電話番号	055-988-1202
FAX番号	055-988-1147
作成・改訂	年 月 日

合法証明書

記

1. 製品名

2. 該当製品は、合法的な伐採による木材から作られたパルプであることを証明致します。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

第2種登録木材関連事業者登録番号：JIA-CLW-II17022号

以 上

NO.

(Month Date, Year)

(XXXX Co., Ltd.)

Legal Certificate

We prove that raw materials are made of only pulp made from wood by lawful logging.

Product:

Laws concerning the promotion of distribution and use of legally harvested timber etc. Type2 registered wood related business operator

Registration number: JIA-CLW-II 17022

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 第2種登録木材関連事業者
登録番号: J I A - C L W - II 1 7 0 2 2 号

Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.

Signed _____
(Name)

General Manager
Quality Assurance Department

NO.

(Month Date, Year)

(XXXX Co., Ltd.)

Legal Certificate

We prove that the pulp made from wood by lawful logging.

Product:

Laws concerning the promotion of distribution and use of legally harvested timber etc. Type2 registered wood related business operator

Registration number: JIA-CLW-II 17022

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 第2種登録木材関連事業者
登録番号: J I A - C L W - II 1 7 0 2 2 号

Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.

Signed _____

(Name)

General Manager

Quality Assurance Department

合法証明書発行一覧表

製品名	発行日	宛先

改訂履歴

改訂 番号	年 月 日	改訂内容	担当者	承認
初版	2018/ 3/19	新規制定	担当 事務局	田中
2 版	2019/ 3/15	P E F C 等国際的な森林認証制度の呼称を 「 森林認証 」に統一した	担当 事務局	田中
3 版	2019/ 8/ 1	5. 合法調達へのコミットメントの表記をURLに変更 12. 適用範囲の定期見直し 14. 情報収集の見直し 15. リスクアセスメント 原産地リスク確認サイトの移動に伴う、改訂 別紙-1 組織改訂、人事異動に伴う運用者の部署、 氏名、役職の変更	担当 事務局	田中
4 版	2020/8/3	12. 適用範囲の定期見直し 別紙-1 人事異動に伴う担当事務局の部署、 氏名、役職の変更	担当 事務局	田中
5 版	2021/8/2	特種東海製紙での事務局の担当部門の変更 (品質保証⇒資材、別紙-1 含む) 英文の合法証明書書式を追加 (書式 2-3 に紙製品、書式 2-4 にパルプ) 12. 適用範囲の定期見直し 1 4 - 6 サプライチェーン図より、D D S 対象外の 製材端材チップを削除	担当 事務局	田中
6 版	2022/7/1	別紙-1 人事異動に伴う担当事務局の部署、 氏名、役職の変更 書式-2 合法証明書書式の組織名変更 (特殊素材品質保証部→品質保証室 Special Material Quality Assurance Department →Quality Assurance Office)	担当 事務局	三浦

改訂履歴

改訂 番号	年 月 日	改訂内容	担当者	承認
7 版	2023/10/1	第一種取得業者からの原木購入に関する事項を追記 (1. 目的、10. 記録管理の手続き、12. 適用範囲、 14. 情報収集への追記) 14-1 サプライヤーの情報収集における「パルプ・サプ ライヤーリスト」を、内容の明確化のため、 「サプライヤーの商号:国名:住所:製品の種類」から、 「サプライヤーの商号:生産国:本店所在地:製品の種 類」に変更。 また、「※3:国内チップメーカーが団体認定を取得し ている場合、団体認定書も入手する」を追加 14-6 サプライチェーン図(情報収集の流れ):国内／海 外パルプについて、使用書類の明確化のため、「認証 書、合法証明書、ライセンス番号等」から「トレーサビリ ティレポート合法証明書、ライセンス番号等」に変更。 別紙-1 人事異動に伴う担当事務局の部署、 氏名、役職の変更 書式-2 合法証明書書式の組織名変更 (品質保証室→品質保証部 Quality Assurance Office →Quality Assurance Department)	担当 事務局	三浦
8 版	2024/4/1	別紙-1 人事異動に伴うDDS管理責任者の氏名、 運用者の役職の変更	担当 事務局	豊竹
9 版	2024/7/1	12. 適用範囲の定期見直し 別紙-1 組織変更に伴うDDS管理責任者、担当事務 局、運用者の部門名の変更	担当 事務局	豊竹
10 版	2024/12/1	12. 適用範囲の定期見直し	担当 事務局	豊竹